

議案第3号

海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年2月26日第甲

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、等級別標準職務表を定めたいため

海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

海老名市一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十九年条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第一条の品出し中「給料表」の次に「及び等級別基準職務表」を加える。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第一条関係）

等 級 別 基 準 職 務 表

1 行政職（給料表）

職務の級	標準職務の分類基準
1 級	1 主事種の職務 2 保健師、保健指導員、保育士、後期栄養士、栄養士、社会教育主事補、司書、学芸員又は消防署の隊員の職務
2 級	1 主事の職務 2 社会福祉主事又は社会教育主事の職務 3 相当の知識若しくは経験を有する保健師、保健指導員、保育士、後期栄養士、栄養士、司書、学芸員又は消防署の隊員の職務
3 級	1 主任主事、主任保健師又は主任保育士の職務 2 高度の知識若しくは経験を有する保健指導員、後期栄養士、栄養士、社会福祉主事、社会教育主事、司書、学芸員又は消防署の隊員の職務 3 消防署の小隊長代理の職務
4 級	1 主任の職務 2 指導主事の職務

		3 相当の知識若しくは経験を有する消防署の小隊長代理又は 特に高度の知識若しくは経験を有する消防署の隊員の職務
5	級	1 係長又は副主幹の職務 2 出立機関の長又は長の代理の職務 3 消防署の小隊長又は高度の知識若しくは経験を有する消防 署の小隊長代理の職務
6	級	1 課長、担当課長、課長補佐又は主幹の職務 2 康療の複維、床等及び書付の度が高い出立機関の長又は長 の代理の職務 2 消防署の副署長、警備課長、分署長、分署長代理の職務 1 事務局次長の職務
7	級	1 次長、専任参事又は参事の職務 2 福祉事務所長の職務 2 会計管財者の職務 1 消防署長の職務 5 前各号に掲げる職務に相当する主務記長の職務
8	級	1 理事の職務 2 市長室長、幹長又は担当部長の職務 3 消防長の職務 4 前3号に掲げる職務に相当する主務記長の職務

2 行政職二給料表

職務の級	標準職務の分類基準
1 級	自動車運転士、ボイラー運転士、調理師、業務員又は用務員若 しくは調理員の職務
2 級	相当の経験を有する自動車運転士、ボイラー運転士、調理師、 業務員又は用務員若しくは調理員の職務

3	級	高度の経験を有する自動車運転士、ボイラー運転士、調理師、業務員又は用務員若しくは調理員の職務
4	級	1 班長の職務 2 高度の経験を有し、当該職務の指導をする自動車運転士、ボイラー運転士、調理師、業務員又は用務員若しくは調理員の職務
5	級	技能主任又は労務主任の職務

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。